

令和2年5月15日
総務部総務課

公共施設の開館等における今後の方針について

1 基本的な考え方

政府は、5月4日に全国一律に緊急事態宣言の延長を決定したが、地域ごとに新型コロナウイルス感染症の現状分析を行い、5月14日に福岡県を含む39県で緊急事態宣言の解除を行った。

これに伴い、福岡県では緊急事態宣言に基づく休業要請の一部を解除することが決定されている。

久留米市では、5月2日以降、新たな感染者が発生していないこと、また、感染経路不明の新たな感染者は4月20日以降発生していないことを考慮し、今回、福岡県の休業要請解除の方向性に基づき、市施設の開館を行うものとする。

2 開館方針

感染リスクが高いと判断される施設を除き、現在、閉館している公共施設は開館するものとする。

なお、開館は、施設毎に十分な感染防止対策が整い次第行うものとする。

また、利用形態が感染リスクを伴うものは、その利用を許可しないものとする。

3 開館が決定した施設

(1) 開館する施設

久留米市美術館

図書館（中央、六ツ門、田主丸、北野、城島、三潴）

(2) 開館の時期

令和2年5月19日（火）